

国の行政の業務改革に関する取組方針の改定について

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)や「日本再興戦略」改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)等において、業務改革を推進していく方針が打ち出されたことを受けて、今後の業務改革の取組方針を明らかにするもの。

改定のポイント ※以下の朱塗り部分が、今回新たに盛り込む内容

- ・ 今後の業務改革推進の基本的な考え方を明らかにするとともに、
 昨年の取組方針決定以降の業務改革に関する取組の進展を反映
- ・ 平成27年度に重点的に推進する具体的な取組を明記
- ・ 各府省、府省横断的な業務改革の推進体制のあり方を明記

業務改革のあるべき姿

- ・ 行政のスリム化にとどまらず、行政の質の向上を重視し、公共サービスのエンドユーザーである国民を常に志向した改革
- ・ 業務のプロセスや働き方、行政サービスの質という根本のレベルにおいて、各業務を抜本的に改革
- ・ 当事者が受け身となる改革ではなく、能動的・自律的な改革
- ・ 断続的、個別的な改革ではなく、連続的で行政横断的な改革となり、行政が右肩上がり
 で向上

共通的取組方針

各府省が業務改革に取り組むに際して、踏まえるべき方針は以下のとおり。

1 国の行政における業務プロセスの再構築（BPR）の推進と横展開

- ・ 業務プロセスを抜本的にデザインし直す「業務プロセスの再構築（BPR（※））」の姿勢で、各行政現場における課題発見、業務プロセスの現状分析、改善策立案、実践を継続的に推進
- ・ 改革の好事例は、各府省の特性に応じて、柔軟かつ発展的に横展開
- ・ 毎年3月頃を目途に対象業務等を選定、夏頃を目途に改善策を立案。目標期間を定め改善を実施
 （※ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）

2 行政運営の効率化・質の向上

○行政のICT化の推進

情報システム導入時の業務改革の徹底、政府情報システムの改革、電子化・共通化・ペーパーレス化の推進、発生源入力の徹底、電子決裁の推進、電子契約の推進、AI等の技術革新も踏まえたデータを駆使した行政運営の強化、職員の多様で柔軟な働き方の実現、テレワークの推進等

○業務の必要性・実施体制の見直し

行政事業レビュー、政策評価等を通じた業務の必要性の見直し、業務量に応じた定員配置、内部管理業務に係る業務処理体制の見直し等

○民間能力等の活用

民営化、独立行政法人・地方公共団体への業務移管、民間委託・市場化テスト・PFIの推進等

3 行政のオープン化・双方向化

公共データの民間開放の推進、オンライン利用の推進、マイナンバー制度の活用、利用者の負担軽減・利便性の向上、政策に関する情報の提供（反復継続的に開示がなされた情報の提供等）、国民の意見・要望の収集

4 行政運営の信頼性の確保

行政手続法・行政不服審査法の適切な運用（パブリックコメントの運用適正化等）、個人情報
 の適正な管理等

1 各府省の業務プロセスの分析、課題発見、改善策の立案・実践

- 国・地方IT化・BPR推進チーム第一次報告書（以下「推進チーム第一次報告書」という。）を踏まえ、24の業務（次頁参照）について、業務改革を推進

【業務改革の例】

- ・ 手続をオンライン化し、申請にかかる来庁等の負担を軽減するとともに、処理期間を短縮
- ・ 業務処理のマニュアル化、データ入力様式の標準化等により、処理の簡素化・短縮化

2 内部管理業務の集約化

- 推進チーム第一次報告書を踏まえ、内部管理業務について原則として以下の集約化を推進

本省各課で処理する業務 → 大臣官房等

都道府県単位以下の地方出先組織で処理する業務 → ブロック機関

(注)人給システムの改善状況も踏まえつつ、各府省の組織・業務の特性に即した最適な取組を推進

- あわせて、共同調達を始めとする内部管理業務の効率化を推進

⇒ 1・2について本取組方針の改定に合わせて、別途総務省において各府省の個別の取組方針を取りまとめ、公表

3 国民に対する二重請求の排除

- 行政が既に保有している情報を、国民・事業者から重複して求めることをなくすこととし、総務省において国民・事業者からの要望等を集約、関係府省と共有、適切に対応

4 法令協議等のルールの見直し、法制執務業務支援システムの開発

- 法令協議や各種協議において、システムを活用して無用な電話連絡等を省くとともに、質問は不可欠なものに厳選
- 法案等作成業務における改め文の作成や官報入稿などの一連のプロセスを電子化する「法制執務業務支援システム（e-LAWS）」を開発、法令データベースの一般への提供

5 オフィス改革

- フリーアドレス制の導入、ペーパーレス化など、職員間のコミュニケーション活性化等につながるオフィス改革の検討、働きやすい職場作りの取組
総務省におけるオフィス改革の効果把握、情報提供等

推進体制・推進方策

- 各府省においては、部内の既存の委員会等を活用しつつ、業務改革を中心的に指揮するハイレベルの者を明確にするなど、推進体制を整備
- 府省横断的には、次官連絡会議等を活用し、情報共有を図り、取組を推進
実務レベルでの連携も推進
- 総務省は、民間での業務改革に知見を有する者の協力を得るほか、官民共創の連携拠点に
- 各府省は、本方針を踏まえて業務改革に取り組むとともに、業務改革の取組を機構・定員要求に反映
- 総務省、内閣人事局は、各府省の業務改革の具体的な取組及び機構・定員への反映状況を毎年度取りまとめ、公表

(参考) 各府省の業務改革の対象業務

平成27年度の重点的取組事項として、業務改革を推進する24の業務は以下のとおり。

- ・ 内閣官房に係る事務処理業務（内閣官房）
- ・ 内閣法制局に係る事務処理業務（内閣法制局）
- ・ 公益認定申請等業務（内閣府）
- ・ 書陵部所蔵資料等公開業務（宮内庁）
- ・ 企業結合審査業務（公正取引委員会）
- ・ 情報技術の解析業務（警察庁）
- ・ 特定個人情報保護委員会に係る事務処理業務（特定個人情報保護委員会）
- ・ 金融モニタリング関係業務（金融庁）
- ・ 消費者被害に係る情報収集業務（消費者庁）
- ・ 経済センサス - 活動調査業務（総務省・経産省）
- ・ 公害紛争処理業務（公害等調整委員会）
- ・ 保護観察対象者に対する専門的処遇プログラム業務（法務省）
- ・ 外交政策に係る国会関連業務（外務省）
- ・ 輸入貨物検査関係業務（財務省）
- ・ 大学設置関係認可業務（文部科学省）
- ・ 労災保険給付業務（厚生労働省）
- ・ 輸出証明書発給業務（農林水産省）
- ・ 農林水産統計調査業務（農林水産省）
- ・ 特許審査関係業務（経済産業省）
- ・ 空港運営業務（国土交通省）
- ・ 河川関係事務所（出張所）業務（国土交通省）
- ・ 土壌汚染状況に関する調査機関指定等業務（環境省）
- ・ 主要な防衛装備品の取得に係る業務（防衛省）
- ・ C I Q関係業務（関係省庁）